

介護労務アドバイザーによる 研修会・個別無料相談会

～介護保険事業者の労務のお悩みを解決いたします～

2012年の介護保険法改正で、重大な労働基準法違反は
介護事業の指定が取り消されることになりました。

そのようなことにならないために、介護事業所における
労務管理のポイントについて社会保険労務士
(介護労務アドバイザー)が分かりやすく解説します。

また、研修会後は個別無料相談会を実施し、
介護保険事業者が抱えている労務に関する
お悩みを解決いたします。

※介護労務アドバイザー
介護事業所における労務管理に特化した実務的な
知識・能力の習得を目的とした研修の修了者



介護保険
事業者のための

労務管理研修

参加費
無料

要申し込み

介護保険事業者が法令違反しないための

労務管理のポイント

講師：社会保険労務士・介護労務アドバイザー

1

労働基準法の
基礎知識

2

就業規則の
ポイント

3

処遇改善加算と
助成金

4

総論

社会保険労務士
(介護労務アドバイザー)による

個別無料相談

労務管理等の労働環境改善
に向けた相談など

〈お問合せ〉



福岡県社会保険労務士会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル301

日程・会場は裏面をご覧ください➡

TEL 092-414-8775

〈担当：柳田〉

後援：福岡県・福岡市・北九州市・久留米市



介護保険
事業者のための

労務管理研修

参加費
無料
要申し込み

介護保険事業者が法令違反しないための

労務管理のポイント

講師：社会保険労務士・介護労務アドバイザー

1 労働基準法の基礎知識

残業の考え方や夜勤明けの取り扱い、1ヶ月単位の変形労働時間制の理解など介護事業所が陥りやす間違いを解説

2 就業規則のポイント

最近の介護事業所で多発する労働トラブルを知り、そのリスクを回避する就業規則の作成ポイントを指南

3 処遇改善加算と助成金

2015年4月に新設された処遇改善加算Iの注意点や介護事業所が受給しやすい助成金の情報を発信

4 総論

【対象者】県内の介護保険事業者等

【定員】各会場 70名

【参加費】無料

【お申し込み】下記受講申込書に

必要事項をご記入いただき、

FAXでお申し込みください。

※定員になり次第締め切ります。

個別 無料相談

【相談内容】 労務管理等の労働環境改善に向けた相談など

【相談員】 社会保険労務士
(介護労務アドバイザー)

研修日程・会場

12:30～13:00 受付
13:00～13:10 開催挨拶
13:10～16:30 研修
16:30～17:00 個別無料相談

北九州地区

7/12
(木)

北九州市 ウェルとばた

北九州市戸畑区汐井町1-6

筑豊地区

7/17
(火)

飯塚 研究開発センター

飯塚市川津680-41

筑後地区

7/19
(木)

えーるピア久留米

久留米市諏訪野町1830-6

福岡地区

7/24
(火)

九州ビル

福岡市博多区博多駅南1-8-31

介護保険事業者のための労務管理研修 申込書 (FAXにてお申込みください)

お申し込み・お問合せ

福岡県社会保険労務士会 TEL.092-414-8775

FAX.092-414-8786

貴社名	フリガナ		担当者名		
所在地	〒			参加人数	名
連絡先	()		個別無料相談 ☒ を入れてください	☐ 希望する ☐ 希望しない	
希望会場 ☒ を入れてください	7/12(木) ☐ 北九州地区 ウェルとばた	7/17(火) ☐ 筑豊地区 飯塚研究開発センター	7/19(木) ☐ 筑後地区 えーるピア久留米	7/24(火) ☐ 福岡地区 九州ビル	

ご記入いただいた個人情報は、当研修会以外の目的に使用することはありません。